

発行：ブリス社労士事務所 URL <http://www.bliss-net.jp>  
〒231-0011 横浜市中区太田町 2-23 横浜メディア・ビジネスセンター6F-A  
TEL 045-534-4802 FAX 045-534-4805 E-mail [info@bliss-net.jp](mailto:info@bliss-net.jp)

## 注目ピックス ● 高年齢雇用継続給付金・育児休業給付金の上限額等が変更されました

8月1日から、高年齢雇用継続給付金の支給限度額や育児休業給付金・介護休業給付金の「休業開始時の賃金日額」の上限が改正されました。これを機会に、各給付金の支給額を再確認しておきましょう。

		平成 22 年 7 月 31 日まで	平成 22 年 8 月 1 日から
・ 高年齢雇用継続給付	支給限度額	335,316 円	327,486 円
	支給額の下限	1,641 円	1,601 円
・ 育児休業給付 ・ 介護休業給付	休業開始時の賃金 日額の上限	13,980 円	13,650 円

- 育児休業給付金の額は、原則として、休業開始時の賃金日額×支給日数〔30日〕×50%
- 介護休業給付金の額は、原則として、休業開始時の賃金日額×支給日数〔30日〕×40%

### 各給付金の支給額

#### ❖ 高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金）の支給額

賃金の低下の割合	支給額
支給対象月の賃金が、 <u>60歳時点の賃金の月額*</u> に比べ 61%未満に低下	支給対象月の賃金×15%
支給対象月の賃金が、 <u>60歳時点の賃金の月額*</u> に比べ 61%以上 75%未満に低下	支給対象月の賃金×15%未満の厚生労働省令で 定める率

※高年齢再就職給付金の場合は、基本手当受給前の賃金の月額となります。

【補足】算定した額に支給対象月の賃金を加えた額が、支給限度額を超えるときは、「支給限度額－支給対象月の賃金」が支給されます。

【補足】算定した額が1,600円を超えないときは、その支給対象月には支給されません。

#### ❖ 育児休業給付金・介護休業給付金の支給額

原則：育児休業給付金  $\boxed{\text{休業開始時の賃金の月額}^* \times 50\%}$

注) 当分の間、暫定措置で、育児休業給付金の給付率が引き上げられています。

介護休業給付金  $\boxed{\text{休業開始時の賃金の月額}^* \times 40\%}$

\* 休業開始時の賃金の月額…「休業開始時の賃金日額×支給日数〔原則30日〕」のこと。

★この「休業開始時の賃金日額」の上限が、平成22年8月1日からは13,650円に変更されました。

例外：休業中に事業主から賃金が支払われた場合

休業中に支払われた賃金の月額と、育児休業給付金・介護休業給付金の額との合計が、休業開始時の賃金の月額の80%を超えないように、育児休業給付金・介護休業給付金の額が調整されます。

これらの給付金の支給額の仕組みは複雑です。しかし、その仕組みを把握していれば、労働者の総収入（給付金の額+賃金）が減らないようにして、賃金やこれに付随する社会保険料の支出を軽減することも可能です。お気軽に当事務所までご相談ください。

## トピックス

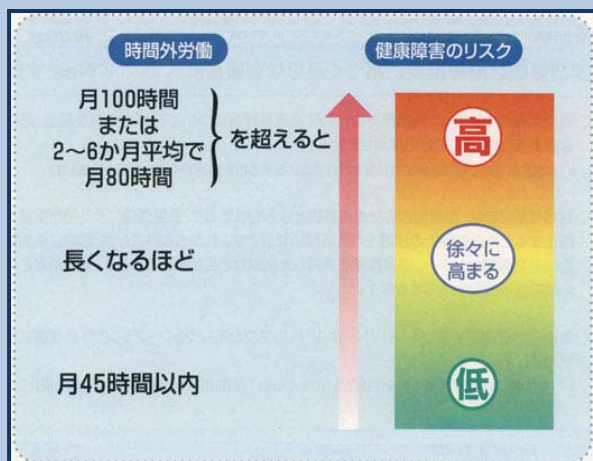
# 労災補償の対象疾病に「過重負荷による脳心臓疾患」追加

今年5月から、労働基準法施行規則の一部が改正され、「労災補償の対象疾病」に「過重負荷による脳心臓疾患」や「心理的負荷による精神障害」が追加されています。

「著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患」や「暑熱な場所における業務による熱中症」など、非常に直接的、具体的な病名が並んでいたところに、この2点が追加されたことには、大きな意味があります。

ただ、会社側にとっては、万が一社員が脳・心臓疾患で亡くなった場合に長時間労働をしていた証明がされれば、労災と認められ、遺族から多額の損害賠償を求められる可能性が高まったということです。ぜひ、これを機に、労働時間管理と労働者の健康管理を見直してみてください。

### ◆ 健康障害のリスク ◆



上の図は、労災補償にかかる脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。

### ◆ 36協定の限度基準 ◆

特別な事情がある場合、「特別条項付き36協定」を結べば、上記を超えて働かせることができますが、できる限り1か月45時間以内におさめましょう。

期間	限度時間 原則
1週間	15時間
2週間	27時間
4週間	43時間
1箇月	45時間
2箇月	81時間
3箇月	120時間
1年	360時間

## 健康管理体制の整備・健康診断の実施

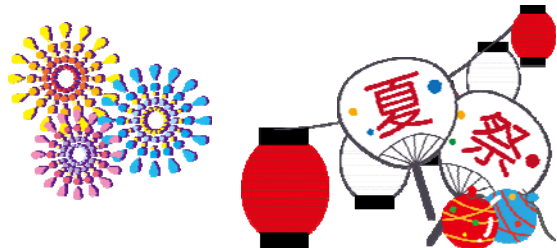
従業員を過労死させないためにも、万が一、従業員が脳・心臓疾患で倒れた場合に、会社のせいだといわれないうえにも、労働時間管理とともに健康管理体制も整えましょう。

1. 常時50人以上の会社では産業医を選任し、従業員の健康管理をしっかりと行ってもらってください。
2. 常時50人以上の会社では、月に1回以上、衛生委員会を開きましょう。
3. 労働者に「雇い入れ時」「1年に1回(深夜業の人は1年に2回)以上」の健康診断を受診させましょう。
4. 長時間労働をしている従業員には、早めに「医師による面接指導」を受けさせましょう。

## お仕事カレンダー 8月

- 8/10 ●一括有期事業開始届の提出  
(建設業)  
主な対象事業:概算保険料160万円未満で  
かつ請負金額が1億9000万円未満の工事
- 7月分の源泉所得税、  
住民税特別徴収税額の納付
- 8/31 ●7月分健康保険・厚生年金保険料の納付  
●個人事業税の納付<第1期>  
●6月決算法人の確定申告・12月決算  
法人の中間申告

- 8/31 ●9月・12月・翌年3月決算法人の消費税の中間申告  
●個人事業者の当年分消費税の中間申告  
●個人の道府県民税・市町村民税の納付<第2期>



### ◆あとがき◆ 当事務所より

毎日暑い日が続きますが、夏バテしないで元気で過ごしましょうか？子どもは楽しい夏休みが始まり、わたしにとっては、夏の暑さとともに子どものお昼のお弁当を毎日4人分作るしんどい季節です。早く夏休みよ、終わって… (深澤)